川崎南法人会だより

KAWASAKI

No.241
2011 5

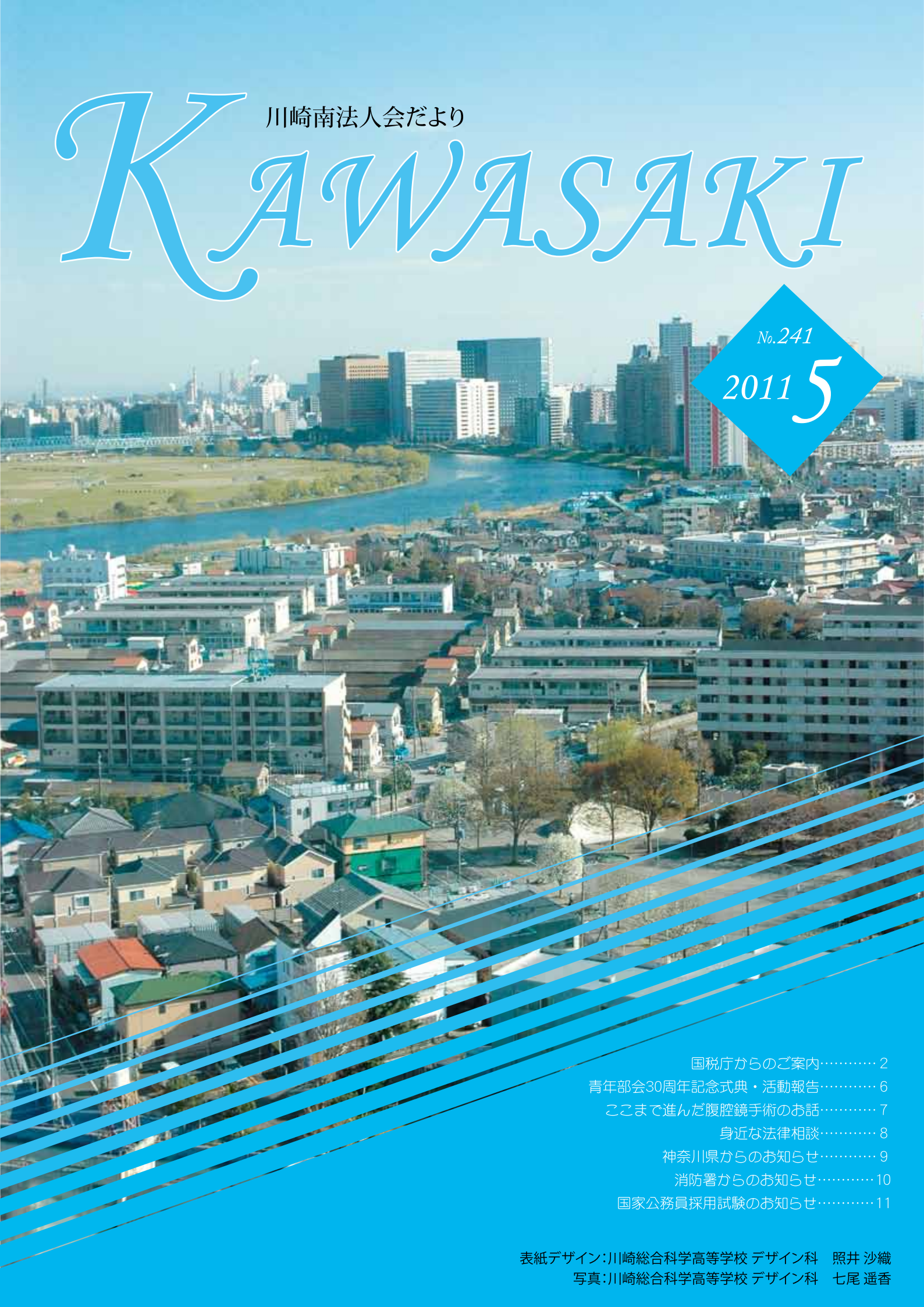

国税庁からのご案内……2
青年部会30周年記念式典・活動報告……6
ここまで進んだ腹腔鏡手術のお話……7
身近な法律相談……8
神奈川県からのお知らせ……9
消防署からのお知らせ……10
国家公務員採用試験のお知らせ……11

表紙デザイン：川崎総合科学高等学校 デザイン科　照井 沙織
写真：川崎総合科学高等学校 デザイン科　七尾 遥香

20年11月

ダウンロードした納税証明書ファイルをコピーしてお使いいただけます。

インターネットで交付請求・取得

電子納税証明書

手数料が安価です

370円（通常1枚400円）

郵送・窓口でも受け取れます

大量の枚数でも税務署窓口ですぐに受け取れます。

納税証明書

とっても便利になりました！

納税証明書の交付請求は便利なe-Taxで！

（国税電子申告・納税システム）

e-Taxを利用して納税証明書の交付請求をすると、納税証明書を電子ファイルで取得できるほか、書面の納税証明書を郵送又は税務署窓口で受け取ることもできます。

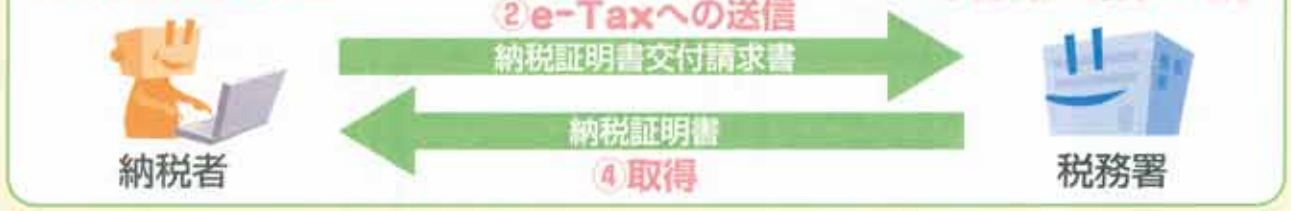

◆ オンライン申請ができる納税証明書の種類と手数料

納税証明書の種類	証明内容	手数料
納税証明書（その1）	納付税額等の証明	税目数×年度数×枚数(注1)×370円
納税証明書（その2）	所得金額の証明	年度数×枚数(注1)×370円
納税証明書（その3）(注2)	未納の税額がないことの証明	枚数(注1)×370円
納税証明書（その4）	滞納処分を受けたことがないことの証明	

（注）1　電子納税証明書の交付請求は、1つの請求に対して1つの電子ファイルで発行することとなりますので、請求枚数は必ず1枚となります。
2　納税証明書（その3）には、その3の2（申告所得税と消費税及地方消費税）及びその3の3（法人税と消費税及地方消費税）を含みます。

詳しくはe-Taxホームページ〈www.e-tax.nta.go.jp〉をご覧ください。

国 税 庁

◆e-Taxを利用した 納税証明書の交付請求・発行手続

	電子ファイルで取得	書面で取得	
		郵送受取	窓口受取
① 納税証明書交付請求書の作成	●e-Taxソフトで納税証明書交付請求書を作成します。 ※書面で取得を希望される方は、「納税証明書交付請求書（書面交付用）」を選択してください。また、受取方法の入力で「郵送（簡易書留）」、「郵送（普通郵便）」、「税務署窓口」のいずれかを選択してください。		
② e-Taxへの送信	●①で作成した交付請求書に電子署名を付与し、e-Taxへ送信します。 		
③ 発行内容の確認	●e-Taxのメッセージボックスから納税証明書の作成状況、受付番号、納付番号、確認番号、交付手数料、郵送料等を確認します。		
④ 手数料の納付	●インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して、手数料を電子納付します。 ●郵送での受取を希望された場合の手数料には、郵送費用相当額が加算されます。 ※手数料等の電子納付ができる期間は、「納税証明書発行受付結果」がメッセージボックスに格納された日から30日間となります。		●税務署窓口において手数料を納付します。
⑤ 納税証明書の取得	●手数料の納付が確認されると、電子納税証明書のダウンロードが可能となります。 	●手数料等の納付を確認後、納税証明書が郵送されます。 	●税務署窓口で納税証明書が受け取れます。 ※代理人による受取も可能です（委任状が必要となります）。 ※本人（代理人）であることを確認できるもの及び受付番号がわかるものをご持参ください。

（注）1　電子納税証明書（電子ファイル）を請求される場合は、あらかじめ提出先に対して、電子納税証明書の提出が可能かどうか確認してください（電子納税証明書は、電子ファイルが原本ですので、電子ファイルを提出することになります）。
※電子納税証明書を紙に出力したものは納税証明書ではありません。

2　e-Taxの利用可能時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時（祝日等を除きます）までとなりますので、電子納税証明書の交付請求及び手数料の納付も、上記利用可能時間内に行う必要があります。
※利用可能時間は、今後変更する場合もありますので、事前にe-Taxホームページで確認してください。

平成 23 年３月
国　税　庁

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を支出した場合の税務上の取扱いは、次のとおりとなります（義援金等の寄附先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。）。

１．個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。（所法 78①②）

特 定 寄 附 金 ⇒ 寄附金控除の対象

▽　特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることになります。

（その年中に支出した特定寄附金の額の合計額）－ ２千円 ＝ 寄附金控除額

（注）特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・ＮＰＯ活動支援のための募金」（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの（以下「募金団体を経由する国等に対する寄附金」といいます。）

☆　東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を募集する募金団体の方へ

募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できれば、上記⑤の「募金団体を経由する国等に対する寄附金」に該当するものと取り扱われます。具体的な確認事項、確認手続き等については、「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）（平成 14 年 2 月 25 日課法 2-3 ほか）」を参照の上、最寄りの税務署の法人課税部門又は個人課税部門にご確認ください。

2．法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。（法法 37③）

国等に対する寄附金
指　定　寄　附　金
⇒ いずれも、支出額の全額が損金算入

「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑤に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④に掲げる義援金等が該当します。

① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」として直接寄附した義援金等
④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・ＮＰＯ活動支援のための募金」（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
⑤ 募金団体を経由する国等に対する寄附金

（注）①から⑤は、「１．個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い」に記載した①から⑤と同様です。

3．義援金等を寄附した者が、寄附金控除（個人の方）又は損金算入（法人）の適用を受けるための手続き

所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人税：確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

（注）日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券（受領証）をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

（注）　上記の内容は、平成 23 年３月 18 日現在の法令等に基づいて作成しています。

◆◆ 問合せ先 ◆◆

災害に関する税務上の取扱いについて、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「１」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「２」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

青年部会
創立30周年記念講演会及び記念式典

増 田 敏 雄　青年部会長

川崎南法人会青年部会は、川崎南税務署様と親会のご指導の下「良き経営者を目指す者の団体」「正しい納税を啓蒙し社会に奉仕する」団体を目指して参りました。この30年間の世界情勢は我々経営者にとっては、まさに茨の道程でした。ドルショック、オイルショック、バブル経済から崩壊を経て、失われた10年の後、リーマンショック、クライスラーGMの倒産など、まさに世界不況のさなかであります。

このような厳しい社会情勢の中、法人会青年部会を現在まで育んで頂いた諸先輩方に、私たちは感謝と敬意を感じております。初代 山下部会長から二代 轟部会長、三代 後藤部会長、四代 梶川部会長、五代 加藤部会長、六代 北澤部会長、七代 望月部会長と至る中で、部会員たちは共に学び、情報交換を行い、自らを高め助け合ってきたと伺っております。法人会を通じ大きな友情の輪が広がって行く事が、会の価値を高めていると確信しております。

その青年部会の初代山下部会長は10年前から、親会である川崎南法人会会長として、我々をご指導くださいましたが、本年度を以てご勇退される事とあいなりました。30年間に渡り川崎南法人会の為に、ご尽力頂きました功績は、誠に大きなものであります。

山 下 秀 男　会長

鎌 田 正 幸　税務署長

デヴィ・スカルノ夫人

支部活動報告

幸第４支部「日帰りバス研修旅行」

日　時：平成23年２月17日(木)
場　所：南房総いちご狩りと
　　ホテル三日月
参加者：34名

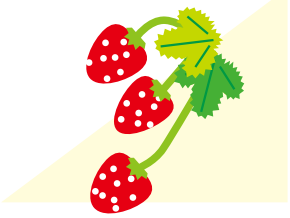

～ここまで進んだ腹腔鏡（ふくくうきょう）手術のお話～

川崎幸病院 副院長
消化器病センター長
関 川 浩 司

平成２４年春移転開院予定「川崎幸病院」

世界に誇る野球の王監督が、胃がんの手術を腹腔鏡手術で行ったという話を、耳にした方も多いと思います。今回は消化器外科領域における腹腔鏡（ふくくうきょう）手術についてお話しします。

腹腔鏡手術の歴史は意外に浅く、1989 年フランスのミュレという産婦人科医が、胆嚢摘出術を行ったのが世界での報告の第一例目ですが、我が国で初めての胆嚢摘出術がこの川崎市で行われたという話を御存じの方は少ないと思います。この手術手技はこれまでの‘お腹を切る’というのではなく、５mmから１ｃmほどの孔をお腹にあけて、そこよりカメラや電気メスや臓器を把持する道具を入れて手術をする方法であり、傷口が小さく、術後の運動などへの影響が少ない、いわゆる低侵襲な手術と言われています。我が国でこの手術が腹部外科で開始された 1990 年には、全国でわずかに 381 件に過ぎなかったものが、2009 年には 60800 件にも上っております。また、消化器関連の対象疾患としては胆石症のみならず胃がん、大腸がん、虫垂炎、胃・十二指腸潰瘍穿孔、腸閉塞、ヘルニア手術など多岐にわたっております。特に最近では、高い難度の手術と言われる胃がん、大腸がんの手術も内視鏡外科技術認定医のいる一般病院でも安全に行われており、これまでの手術の概念が大きく変わろうとしております。

《腹腔鏡手術の特徴》
① 術後の痛みが少ない ②術後早期離床が楽 ③術後の創部が小さく目立たない ④術後の運動が楽

《腹腔鏡手術の注意点》
① 手術適応症例が限られる場合がある（全身状態、病期の進み具合による）。
② 腹腔鏡手術から開腹手術へ移行する場合がある。

【腹腔鏡手術】
お腹に入れたカメラの映像モニターを見ながら手術をします。

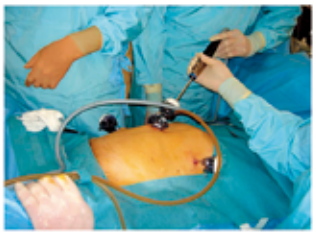

市民健康講座のご案内（事前の申し込みは必要ありません。参加費は無料です。）

テーマ ： 『ここまで進んだ消化器がん治療』～胃がん・大腸がんを中心に～
日 時 ： 5月21日（土） 10：30～11：30
会 場 ： ミューザ川崎シンフォニーホール４階『市民交流室』 （ＪＲ川崎駅より徒歩3分）
講 師 ： 関 川 浩 司 先生 （川崎幸病院 副院長・消化器病センター長）

最新のがん治療や腹腔鏡手術等について、わかりやすくお話し頂きます。ぜひご参加下さい。

社会医療法人財団 石心会
川崎幸病院 川崎市幸区都町39-1
044-544-4611（代表）

身近な法律相談

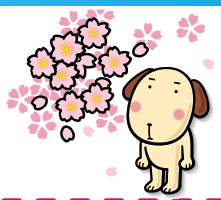

弁護士　渡　部　英　明

平成23年３月11日に発生した東日本大震災に伴って発生しうる法律問題として、地震保険が注目されると思いますので、今回は、今一度、地震保険制度について、確認しておきたいと思います。

Q1　私の自宅は火災保険には入っていますが、地震保険には入っていません。この場合、地震による火災によって、自宅が焼失した場合は補償されるのでしょうか。また、地震による火災の延焼により自宅が焼失した場合は補償されるのですか。

A1　補償されません。そこで、地震による火災に備えるためには、火災保険と併せて地震保険を契約する必要があります。ちなみに、地震保険は単独では契約することはできず、火災保険とセットで契約する必要があります。

地震保険は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するものであり、居住用建物または家財が全損、半損または一部損となった場合に保険金が支払われます。

Q2　地震保険の保険金額はどのように決められているのですか。

A2　地震保険で支払われる保険金は、地震保険契約で定めた保険金額（地震保険金額）と損害の程度によって決まります。

地震保険の保険金額は、主契約である建物または家財の火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内とされていますが、建物については、5,000万円、家財については1,000万円が限度です。そして、地震保険で実際に支払われる保険金額は保険の対象である建物または家財の損害の程度(「全損」、「半損」、「一部損」）によって決まります。全損のときは建物または家財の地震保険金額の全額（時価が限度)、半損のときは建物または家財の地震保険金額の50%（時価の50%が限度)、一部損のときは建物または家財の地震保険金額の５%（時価の５%が限度）が支払われます。

Q3　地震保険の「全損」、「半損」、「一部損」の基準は何ですか。

A3　地震保険の保険金の支払に際し、建物または家財が「全損」か否かによって、支給額がかなり違ってきますので、「全損」と認められるかどうかということが極めて重要になってきます。

建物の場合、「全損」とは、地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価の50%以上である損害、または焼失もしくは流出した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上である損害をいい、「半損」とは、地震等により損害を受け、主要構造部（土台､柱、壁、屋根等）の損害額が、時価の20%以上50%未満である損害、または焼失もしくは流出した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満である損害をいい、「一部損」とは、地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価の3%以上20%未満である損害、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45㎝をこえる浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないときをいう、とされています。

家財の場合、「全損」とは、地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の80%以上である損害をいい、「半損」とは、地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の30%以上80%未満である損害をいい、「一部損」とは、地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の10%以上30%未満である損害をいう、とされています。

Q4　現在、火災保険しか入っていませんが、これからでも地震保険に入れるのですか。

A4　既に火災保険に入っているのであれば、その契約期間の中途からでも地震保険に加入することはできます。

Q5　地震保険に加入するに際し、割引制度や税金の控除制度はあるのですか。

A5　財務省ホームページによると、割引制度として、「建築年割引」「耐震等級割引」「免震建築物割引」「耐震診断割引」の４種類が設けられており、税金の控除制度として、所得税が最高５万円、住民税が最高２万5000円を総所得金額等から控除できるようになっています。詳しくは、財務省のホームページ（地震制度の概要等）をご覧ください。

神奈川県からのお知らせ

自動車税について

自動車税は、自動車の所有者に課税される税金で、神奈川県では横浜・川崎・相模・湘南ナンバーの自動車に課税させていただいており、納期限は**毎年５月31日**です。

また、納付場所につきましては金融機関のほか、主たるコンビニエンスストアでもお納めいただけます。

なお、税額につきましては、乗用車は総排気量、トラックは最大積載量に応じて税額が定められております。

総排気量	年税額	
	営業用	自家用
1リットル以下	7,500円	29,500円
～1.5リットル以下	8,500円	34,500円
～2.0リットル以下	9,500円	39,500円
～2.5リットル以下	13,800円	45,000円
～3.0リットル以下	15,700円	51,000円
～3.5リットル以下	17,900円	58,000円
～4.0リットル以下	20,500円	66,500円
～4.5リットル以下	23,600円	76,500円
～6.0リットル以下	27,200円	88,000円
6リットル超	40,700円	111,000円

参考：乗用車の税額一覧

●自動車税の納税には、口座振替（自動払込み）をご利用ください

自動車税の納税は公共料金と同様に、金融機関の口座振替等がご利用いただけます。来年度以降、口座振替等のご利用をご希望される方は、下記連絡先までご連絡いただければ申込用紙をお送りします。また、一度お申し込みいただきますと自動車を買い替えた場合でも改めてお手続きいただく必要はありません。

●自動車税の減免について

自動車の名義人やご家族の方が身体障害者で、障害の程度が一定の基準を満たす場合には、ご申請をいただくことにより自動車税が減免できる場合がございます。

こちらにつきましても詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。

※自動車税に関するお問い合わせ先

自動車税コールセンター　TEL 045－973－7110
川崎県税事務所　納税課　TEL 044－233－7351

法人会からお知らせ

◆◆◆ 会費の自動引落のお知らせ ◆◆◆

当会会費の口座自動振替契約をされている方は、平成23年度上期分（平成23年４月～平成23年９月）の会費をご指定の金融機関から引き落とさせて頂きます。

※自動引落は通帳の摘要欄に印字されますので領収証の発行は省略させていただきます。
予めご了承くださいますようお願いいたします。

６月７日引落	６月14日引落
三井住友銀行・横浜銀行・りそな銀行・みずほ銀行・静岡中央銀行 三菱東京ＵＦＪ銀行・さわやか信用金庫	川崎信用金庫 芝信用金庫

消防署からお知らせ

今すぐチェック

大丈夫？

地震に対する１０の構え

①家具類の転倒・落下防止をしておく

・家具やテレビ、パソコン等を固定し、転倒や落下防止措置をしておく。
・けがの防止や避難に支障のないように家具を配置しておく。

②けがの防止対策をしておく

・避難に備えてスリッパやスニーカーなどを（出来れば枕元に）準備しておく。
・停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。
・食器棚や窓ガラスの飛散防止措置をしておく。

③家屋や塀の強度を確認しておく

・家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく
・ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強しておく。

④消火の備えをしておく

・火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置きをしておく。
・消火器などの使い方を訓練しておく。

⑤火災発生の早期発見と防止対策をしておく

・平成２３年５月３１日までに全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。火災の早期発見のために住宅用火災警報器を設置しましょう。
・普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。

⑥非常用品を備えておく

・非常用品（水、食料品等）は、置く場所を決めて準備しておく。
・車載ジャッキなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。

⑦家族で話し合っておく

・地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。
・家族の安否確認の方法や避難場所、そこまでの経路などを確認しておく。
・普段から近隣とのお付き合いを大切にし、協力体制を話し合っておく。

⑧地域の危険性を把握しておく

・地域の防災マップに加えて、わが家の防災マップを作っておく。
・自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。

⑨防災知識を身につけておく

・新聞、テレビやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身に付けておく。
・消防署等が実施する講演会や座談会に参加し過去の地震の教訓を学んでおく。

⑩防災行動力を高めておく

・日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身につけておく。

詳しくは、川崎市防災ホームページ クリック！ 備える。かわさき 検索

川崎消防署予防課０４４－２２３－０１１９

● 税務無料相談 ●

相　談　日

毎週火曜日　午後１時～３時
５月の相談日／10日㈫、17日㈫、24日㈫、31日㈫
６月の相談日／７日㈫、14日㈫、21日㈫、28日㈫
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場　所

社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15　パールビル3F（宮前町バス停前）

● 法律無料相談 ●

相　談　日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場　所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町１-２（スカーフ会館３F）
相談については事前に事務局までご連絡ください。
（☎ 044-233-4852）

平成23年度　国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成23年度　国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇受　験　資　格　　平成２年４月２日から平成６年４月１日生まれの者

◇申込書交付期間　　５月９日(月)～６月28日(火)　（土・日曜日は除く。）

◇申込書受付期間　　６月21日(火)～６月28日(火)　（　同　上　）

◇試　験　日　　第１次試験　９月４日(日)
第２次試験　10月13日(木)～10月20日(木)のうち指定された日

※詳細については、お気軽に川崎南税務署総務課までお尋ねください。
(TEL 044－222－7531　内線 320・321)

新入会員のご紹介

（平成23年２月１日～平成23年３月31日）

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	テクノスクエア㈱	小峰　則明	東田町6－2 ミヤダイビル6F	情報サービス業	アメリカンファミリー
中央	㈱ＩＣＳＳ	吉田　新	砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル1106	情報サービス業	ＡＩＵ保険会社
中央	㈱アネステック	関　政信	駅前本町11－1	ソフトウエア開発	大同生命保険㈱
中央	(同)山根建物管理	山根　裕作	砂子2-8-1 互恵ビル921	ビルメンテ・介護事業	㈲博文堂
南	㈱アイマーク	国本　正和	貝塚1-15-4 エスタビル401	建築設計・補償コンサルタント	杉山産業㈱
南	川崎天然ガス発電㈱	高山　拓哉	扇町12－１	発電事業	㈱川崎保険センター
南	宮崎電線工業㈱	大橋　省吾	小田栄2-1-1 昭和電線ビル5F	電線・電子機器製造販売CATV工事	㈱川崎保険センター
南	㈱臨港	松野　茂	鋼管通1－17－15	鳶・木工事	ＡＩＵ保険会社
南	㈱麗	髙野　麗子	鋼管通3－2－1	サービス業	㈱一心屋
東	ユキビルド㈱	飯田　幸雄	旭町1－9－10	非破壊検査	㈲博文堂
東	㈱富士工研	横井　将彦	塩浜4－8－8	金属加工業	大同生命保険㈱
東	日本合成アルコール㈱	近藤　修	浮島町10－8	工業用アルコールの製造	㈱川崎保険センター
幸	㈱テラピコ	石村　久恵	大宮町26－3－3－1710	人事・労務コンサルティング	事務局
幸	㈲エヌ・ホーム	成田　晴彦	戸手1－7－10	一般建築業　設計・施工	事務局
幸	㈱コルク	金澤　孝史	南幸町2－3－1－504	防水工事	ＡＩＵ保険会社
幸	㈱小林工務店	小林　徹	小倉1100－1	建設業	ＡＩＵ保険会社
幸	㈲小管食品	小管　輝男	小向仲野町10－11－1	食品卸業	事務局

川崎南法人会 主要行事予定

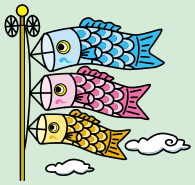

5月

5月11日(水)	11:00～	第１回　広報委員会	川崎信用金庫本店
5月11日(水)	16:00～	源泉部会　総会	カメリアホール
5月12日(木)	13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署
5月13日(金)	17:00～	青年部会　第30回　通常総会	カメリアホール
5月17日(火)	16:00～	女性部会　第33回　通常総会	カメリアホール
5月18日(水)	14:00～	源泉部会　研修会	川崎南税務署
5月19日(木)	13:30～	新設法人説明会	川崎南税務署
5月23日(月)	14:30～	第44回　通常総会	川崎日航ホテル
5月24日(火)	18:00～	初級簿記講習会(10日間)	コミュニティーハウスさくら

6月

6月３日(金)		日帰りバス研修旅行　～あしかがフラワーパークと足利学校～	
6月７日(火)	13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署
6月８日(水)	13:30～	救急救命講習会	川崎消防署
6月９日(木)	14:00～	源泉部会　研修会	川崎市教育文化会館
6月17日(金)	13:30～	社員研修講座	川崎市教育文化会館
6月28日(火)	18:00～	実務経理セミナー(10日間)	コミュニティーハウスさくら

7月

7月１日(金)	13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署
7月６日(水)	16:00～	第２回　広報委員会	カメリアホール
7月22日(金)	13:30～	新設法人説明会	川崎南税務署
7月30日(土)		県連主催　ヤビツ下草刈	秦野市ヤビツ峠